

## 水質汚濁防止法 抜粋

### I 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）抜粋

（目的）

第 一 条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することと等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 二 条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。（一部省略）

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。（一部省略）

3～5（略）

6 この法律において「排水水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

7～9（略）

（排水基準）

第 三 条 排水基準は、排水水の汚染状態について環境省令で定める。（一部省略）

2～5（略）

（排水水の排出の制限）

第一二条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2・3（略）